

同意書

私は、鎌ヶ谷市ふれあい収集事業の利用申込みをするにあたり、下記の事項に同意します。

- 1 鎌ヶ谷市が作成した「ごみの分け方・出し方」等に記載された方法によりごみを適正に分別し、決められた場所及び時間に出すこと。
- 2 ふれあい収集事業の対象者の要件の確認及び適正な実施を行うために必要があるときは、その必要がある限りにおいて、私及び私の同居者の要介護認定、障害等級等の内容、ごみ出しの状況その他の生活状況等について、ふれあい収集事業担当課長、高齢者福祉担当課長、障がい者担当課長から、ふれあい収集事業の業務に携わる柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、住民票及び戸籍の担当課、ふれあい収集事業の業務の委託業者、市の関係機関、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に対し、照会又は情報提供すること。
- 3 収集日にごみを出さない時は、意思表示の札を提示すること。
- 4 ふれあい収集事業の専用の袋を使用して、ごみを出すこと。なお、この袋に収納できない場合は、張り紙等でふれあい収集のごみであることを表示すること。
- 5 2週間にわたり連絡や意思表示なくごみが出されていない場合、市が本申込書に記載された連絡先に連絡すること。
- 6 屋内に立ち入ってのごみの収集を行わないこと。また、ふれあい収集事業以外のことについても行わないこと。
- 7 ふれあい収集の実施に際し、住宅、家財等を破損させた場合において、重大な過失がある場合を除き、市は責任を負わないこと。
- 8 偽りその他不正の手段によりふれあい収集事業の利用の決定を受けたと認められるときは、ふれあい収集を終了とすること。
- 9 入院等によるふれあい収集事業の利用の一時停止が必要になったとき、申込書の内容に変更等があったときは、速やかに市に電話等により連絡を行うこと。また、その期間が概ね3月以上となるときには届出書を提出すること。
- 10 ふれあい収集の対象者の要件に該当しなくなったとき、他の者の支援を受けられるようになったとき、その他ふれあい収集の必要がなくなったときは、速やかに市に連絡を行うとともに、届出書を提出すること。

年 月 日

利用申込者 _____ ⑩

(自署の場合は、押印不要)

(同居者ありの場合には、同居する全員の署名が必要です。)

同居者 _____ ⑩

同居者 _____ ⑩

(自署の場合は、押印不要)